（独立行政法人工業所有権情報・研修館人材開発統括監）　渡辺　仁
（裁判所調査官）　石川　好文
経済産業技官（審判部審判長）に採用する（各通）
（特許審査第一部審査官（応用光学（光学装置）））経済産業技官　谷山　稔男
特許審査第一部審査長（事務機器・材料分析）に昇任させる
（審判部審判官）同　服部　和男
特許審査第一部審査長（自然資源・アミューズメント）に昇任させる
（特許審査第二部審査監理官（一般機械））同　久保　克彦
特許審査第二部審査長（運輸）に昇任させる
（特許審査第二部審査監理官（動力機械））同　奥　直也
特許審査第二部審査長（生活機器・熱機器）に昇任させる
（特許審査第二部審査官（自動制御（電動機制御））同　栗田　雅弘
特許審査第二部審査長（搬送組立）に昇任させる
（特許審査第三部審査官（無機化学（セラミックス）））同　村上騎見高
特許審査第三部審査長（化学応用）に昇任させる
（特許審査第四部審査監理官（インターフェイス））同　森川　幸俊
特許審査第四部審査長（電話通信）に昇任させる
（特許審査第一部審査監理官（ナノ物理））同　河原　英雄
（審判部審判官）同　森林　克郎
（同）同　長﨑　洋一
（同）同　内藤　伸一
審判部審判長に昇任させる（各通）
（同）経済産業事務官　平山　啓子
審査業務部商標審査長（機械）に昇任させる
（特許審査第一部審査官（計測（距離・電気測定）））経済産業技官　森　竜介
特許審査第一部審査監理官（ナノ物理）に昇任させる
（特許審査第二部審査官（生活機器（照明）））同　渡邊　豊英
特許審査第二部審査監理官（動力機械）に昇任させる
（特許審査第二部審査官（生産機械（特殊加工）））同　林　茂樹
特許審査第二部審査監理官（一般機械）に昇任させる
（特許審査第一部審査長（自然資源・アミューズメント））同　本郷　徹
特許審査第一部審査長（応用光学・光デバイス）に配置換する
（特許審査第四部審査長（電話通信））同　仲間　晃
特許審査第四部審査長（電子デバイス・情報記録）に配置換する
（特許審査第一部審査長（応用光学・光デバイス））同　髙橋　三成
（特許審査第一部審査長（事務機器・材料分析））同　小林　紀史
（特許第二部審査長（運輸））同　山口　直
（特許審査第三部審査長（半導体機器））同　池渕　立
（特許審査第四部審査長（画像処理・情報記録））同　松尾　淳一
（審査業務部商標審査長（機械））　寺光　幸子
審判部審判長に配置換する（各通）（以上四月一日）

最高裁判所

東京地方裁判所判事・東京簡易裁判所判事　波多江真史
佐賀地方裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
兼ねて佐賀家庭裁判所判事に補する
佐賀簡易裁判所判事に補する
佐賀地方裁判所判事兼佐賀家庭裁判所判事・佐賀簡易裁判所判事　野尻　純夫
福岡地方裁判所判事に補する
福岡地方裁判所飯塚支部勤務を命ずる
福岡地方裁判所飯塚支部長を命ずる
兼ねて福岡家庭裁判所判事に補する
福岡家庭裁判所飯塚支部勤務を命ずる
福岡家庭裁判所飯塚支部長を命ずる
飯塚簡易裁判所判事に補する
飯塚簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する（以上三月三十日）
判事兼簡易裁判所判事　栗原　壮太
東京高等裁判所判事に補する
東京簡易裁判所判事に補する
判事　岡本　岳
東京地方裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
判事兼簡易裁判所判事　宮武　康
大分地方裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
兼ねて大分家庭裁判所判事に補する
大分簡易裁判所判事に補する　千葉　和則
札幌地方裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
札幌簡易裁判所判事に補する
簡易裁判所判事　長瀬　敬昭
同　日景　聡
東京簡易裁判所判事に補する（各通）　杉浦　正典
同　中桐　圭一
静岡簡易裁判所判事に補する
同　野上　康雄
函館簡易裁判所判事に補する
さいたま家庭裁判所事務局長　関　衛
金沢地方裁判所事務局長　寺川　雅子
福井家庭裁判所事務局長
仙台高等裁判所刑事首席書記官　小野寺宏一
札幌家庭裁判所事務局長　福岡　正美
高松家庭裁判所事務局長　川崎　悦子
定年退職（各通）（以上三月三十一日）

皇室事項

御答電

天皇陛下から平成二十三年十二月二十八日キューバ国国家評議会兼閣僚評議会議長閣下へ発せられた御祝電に対し、四月三日御答電があった。

官庁報告

官庁事項

指定保安検査機関の指定に関する公示

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第35条第1項第1号の規定に基づき、次のとおり指定保安検査機関を指定したので、高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号）第19条第2項第3号の規定に基づき委任された同法第74条の2第1項第1号の規定に基づき、公示する。

平成24年4月12日

九州産業保安監督部長　柏葉　清志

1．名称　株式会社九州エルピー
2．住所　佐賀県三養基郡みやき町大字白壁4305番地2
3．指定する地域　九州全県
4．指定する区分　液化石油ガス保安規則第78条第4項で規定する特定施設の保安検査
5．指定年月日　平成24年4月2日

登録実施機関及び適正化事業実施機関の名称変更の公示

タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）第22条及び第35条の2第2項の規定に基づき、登録実施機関及び適正化事業実施機関の名称を下記のとおり変更する旨の届出があったので、同法第32条及び第35条の2第3項の規定に基づき、公示する。

平成24年4月12日

関東運輸局長　神谷　俊広

記

1．届出者の名称　財団法人東京タクシーセンター
2．新旧名称
新名称　公益財団法人東京タクシーセンター
旧名称　財団法人東京タクシーセンター
3．変更年月日　平成24年4月1日

タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）第22条及び第35条の2第2項の規定に基づき、登録実施機関及び適正化事業実施機関の名称を下記のとおり変更する旨の届出があったので、同法第32条及び第35条の2第3項の規定に基づき、公示する。

平成24年4月12日

近畿運輸局長　石津　緒

記

1．届出者の名称　財団法人大阪タクシーセンター
2．新旧名称
新名称　公益財団法人大阪タクシーセンター
旧名称　財団法人大阪タクシーセンター
3．変更年月日　平成24年4月1日